

出土文化財の権利放棄の協力をお願いについて

埋蔵文化財包蔵地から発掘等により出土した文化財は、わが国の歴史・文化等の正しい理解のため必要なものであり、国民共有の財産であります。

従いまして、本市では公共のため大切に保管・展示・公開を行っています。

上記の趣旨をご理解いただきまして出土文化財の権利放棄にご協力下さいますようお願いいたします。

文化財保護法

(国民, 所有者の心得)

第4条 一般国民は、政府および地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化財的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律に執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。